

令和6年第3回（定例会）吉備中央町議会会議録（4日目）

1. 令和6年6月18日 午前 9時30分 開議

2. 令和6年6月18日 午前11時19分 閉会

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早川順治	書記	平澤 瞳
--------	------	----	------

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	大森初恵
総務課長	山本敦志	税務課長	石伊利光
企画課長	大樫隆志	協働推進課長	中山仁
住民課長	宮田慎治	福祉課長	古林直樹
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	片山和子
農林課長補佐	西崎肇	建設課長	大月豊
水道課長	檜寄秀徳	教委事務局長	大月道広
定住促進課長	荒谷哲也	加茂川総合事務所長	岡崎直樹

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 3 4 号	吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 3 5 号	吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 3 6 号	吉備中央町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 3 7 号	吉備中央町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 3 8 号	吉備中央町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 3 9 号	吉備中央町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 4 0 号	吉備中央町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 4 1 号	財産の取得につき議会の議決を求めることについて (大型スクールバス車両購入)
日程第 1 0	議案第 4 2 号	令和 6 年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第 1 1	議案第 4 3 号	令和 6 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 1 2	議案第 4 4 号	令和 6 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について

日程第 1 3 議案第 4 5 号 令和 6 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について

(追加日程)

追加日程第 1 発議第 3 号 介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める意見書について

追加日程第 2 発議第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書について

追加日程第 3 閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案第 3 4 号 吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 3 5 号 吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 3 6 号 吉備中央町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 3 7 号 吉備中央町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 3 8 号 吉備中央町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 3 9 号 吉備中央町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 4 0 号 吉備中央町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 4 1 号 財産の取得につき議会の議決を求めることについて（大型スクールバス車両購入） 可決

議案第 4 2 号	令和 6 年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第 4 3 号	令和 6 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について	可決
議案第 4 4 号	令和 6 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	可決
議案第 4 5 号	令和 6 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	可決
発議第 3 号	介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める意見書について	可決
発議第 4 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書について	可決
	閉会中の特定事件（所管事務）の調査について	決定

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。三高農林課長が所用により欠席のため、西崎農林課長補佐の代理出席を認めていますので、お知らせします。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、日名義人君、2番、加藤高志君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、議案第34号、吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第34号、吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、議案第35号、吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第35号、吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、議案第36号、吉備中央町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第36号、吉備中央町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、議案第37号、吉備中央町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第37号、吉備中央町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、議案第38号、吉備中央町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第38号、吉備中央町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第39号、吉備中央町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第39号、吉備中央町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第40号、吉備中央町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第40号、吉備中央町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第41号、財産の取得につき議会の議決を求めることについて（大型スクールバス車両購入）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第41号、財産の取得につき議会の議決を求めることについて（大型スクールバス車両購入）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第42号、令和6年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

少し詳しく教えてほしいんですが、12ページの諸費ですが、移動サポートデスク運営業務委託料のところ、この移動サポートデスク運営事務というのは具体的にはどういう内容なのか、僕にも分かるようにという言い方は悪いですけども、教えてください。

同じように、民生費ですが、ここも情報システム導入修正業務のその下の確認書類の作成業務、確認書類ってのはどんなものがその対象になるのかな、少し教えてください。

それから、ページ14になりますが、農林業費、農業振興費の中の貸付金のことについて少し聞かせてもらおうと思います。

吉川の小学校の跡地利用というふうな説明がありました。私は、その貸付けということだから、それにまつわる財源の云々というふうに一般的には理解してるんですが、今それぞれ学校の跡地利用、地元で様々な動きが起こっているかに思いますが、一定の施設改善等もしなかったら使いにくいというふうなこともあるでしょう。使用目的によつたらかなりの規模の改修も要るということになると、その財源は地域が提案するんだから地域が持つというほど地域には力はありません。とすると、その財源は町、そのほか。町が中心に

ならざるを得んのかな、地元も一部負担というようなことも起こり得るかな、いろいろ思ってたんですが、今回の貸付金、いろいろ今日も全協で聞かせてもらいましたが、国の交付金がある程度当てになるということも分かりました。かつて一般質問でも聞いたと思うんですが、跡地利用には地元の意向をしっかり踏まえた場合、文科省等も補助金の制度を考えてるやに文書に載ってましたので、そういった意味では国の補助制度、交付金など、どんなものが本当に地域で利用可能なのかよく分かりません。そういった意味では、情報をきめ細かく提供していただく必要があるんじゃないかな、このあたりをどう考えておられるか、担当課は企画課と思いますが、企画課のほうに質問をさせていただきます。

それから、関連してになるんですが、貸付金、結局吉川で今日聞かせてもらいましたが、吉川地域生活活性化協議会ですか、がつくられている。要は、地元、そういう任意団体——ある意味では——がいろいろ取り組んでいく、それに対する交付金が下りてきているというふうに解釈するとすれば、交付金はやっぱり自治体が窓口で当然なると思います。とすると、地元団体と自治体の関係はどうなっているのかな、今日も朝、若干資料ももらいましたので一応の理解はしてきましたけども、改めて地元と、それから自治体との関係を聞かせてもらおうと思います。

そして、一時建て替えということになると、これも若干全協で話を聞かせてもらいましたのでほぼ理解できてるようには思うんですが、要は借りた以上返さねばならない、こういったことが頭にぱっと浮かびますが、その返し方が安心して返せれる当てというんか、保証があればそういうことも一時建て替えていくことはあり得るかなとも思いますので、そのあたりもう少し具体的に御説明をお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お尋ねの12ページ、移動サポートデスク運營業務でございます。

これは、現在のデマンド型乗合タクシーの関連でございます。町内に3社業者があります。3社にそれぞれ利用者の方が電話をし、予約をするというふうなことでございまして、電話をした先の業者が都合が悪ければそれで利用ができないというふうなのが現状でございます。それに対して窓口を一本化して、その窓口がそれぞれの業者に配車をしていくと

いうふうな仕組みを取って、その窓口業務全般を行うというふうなことで、今後フリーダイヤルも電話番号も統一をして、フリーダイヤルで対応をしていく予定でございます。

今現在、お試しということで1社にお願いをして、その窓口業務を一本化でやるというふうなことで、若干試行的なことで業務をしております。このままこれがうまくいけばいいのかなというふうに継続をするものでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

12ページ一番下の社会福祉総務費の確認書類作成業務でございます。

令和5年度も実施されておりました物価高騰による低所得者世帯への国の給付金の関係の事業でございます。住民税非課税の世帯並びに均等割のみ課税されている世帯につきまして、令和5年度受け取られてない新たに令和6年度になられる世帯に対して10万円を給付するもの、それから4万円の定額減税が実施されておりますが、定額減税し切れないと見込まれる方への給付ということで、こちらの両方の事業を併せたものの確認書でございます。確認書といいますのは、例えば振込口座でありますとか、それぞれ条件がありますので、この条件を満たしているかというようなことを確認するためにお送りいたします。その返送によりまして内容を精査いたしましてこちらが給付するという事業でございますので、その確認書を発送するための費用ということで増額をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

西崎農林課長補佐。

○農林課長補佐（西崎 肇君）

農林事業交付金貸付金でございます。

これは、吉川地域の活性化協議会が吉川小学校跡地を活用し、地域活性化に向けた活動計画策定するために事業を行うため、貸し付けるものでございます。国からの補助金は実績払いとなり、年度末に振り込まれます。その間、吉川地域活性化協議会は事業を行う資金がありませんので、町から資金を借り、事業完了後、国からいただく交付金を町に返済

するものでございます。

また、協議会と自治体との関係でございますが、町はこの補助金をいただくに当たって、協議会の構成員となることが必須となっておりますので、町のほうが入っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ちょっと、タブレットでやってみます。

11ページの新型コロナウイルスワクチン接種助成金なんですが、大体人数は何人を想定しているのか、それから先ほどのデマンドタクシー受付なんですが、どこが今は請負というか委託されているのか、その事務所や何人体制で実際回られているのか、これ12ページでしたね。

先ほどの14ページと一緒に、農村の振興交付金事業貸付金なんですけれど、一つ確認として、この吉川地域活性化協議会、会長が山本町長ということであります。ほかの廃校を利用している地域の方々の団体もいろいろと考えてらっしゃると思うんですが、町長はそのときにほかの組織においても会長というところに着くのかということもひとつ考えていかないといけないと思います。ですので、まず会長に町長が就任しているという理由、それからこの協議会に一部議員の方であったり、町長が関わっていると、行政機関としても今後ここが3年立った後に運営を自立していくのかどうか、そのあたりの3年後の見込みも今は役場はどのように考えているのか、まずこれだけ質問いたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

成田議員さんの御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種助成金でございますが、2,241万円計上させていただいております。

人数という御質問でございますが、まず国からまだはっきりした通達は下りておりませ

んけれども、国からの助成金が8,300円ということで見込まれております。それに対して、昨年度65歳以上でコロナワクチンの接種を受けられた方が約2,600人いらっしゃると思いますので、今回予算計上させていただいておりますのは2,700人分を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

デマンド型乗合タクシーの受付業務の件でございます。

現在は加茂川タクシーがお試しで業務を行なっているところでございます。対応している人数につきましては、こちらのほうでは把握はしてないんですけども、電話の受付ですので他の業務と兼ねて受付の業務をしているものと把握をしております。

○議長（難波武志君）

西崎農林課長補佐。

○農林課長補佐（西崎 肇君）

9番、成田議員の御質問にお答えをいたします。

会長を町長が担っているのはどうしてかというふうなことでございます。

吉川地域活性化協議会の規約の中に町長を置くというふうなことを入れさせていただいておりますので、町長が協議会の会長となっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

少し補足をさせていただきます。

吉川地域がこのような計画をされていることにつきましては、大変地域の方に頭が下がるすばらしい行動だと思っております。そうした中で、協議会をつくらなければならないというような交付金事業で異質なものがございます。その中のメンバーとして、地域の方が、役場が入るのであれば町長をトップにというような考えであったんだろうと思いません、もう計画書がありましたから。それで、私は地域が頑張るのであれば地域があつての町ですので、町はそれに応えるべきだという思いから、そのことを受理しました。ぜひ、

すばらしい計画、自ら予算も見つけてこられて、それから吉川地域づくりの会全体がこのような思いになって進められているということには私は協力をしていこうと、そしてまたほかにも同じような廃校跡地があります。ぜひ、言い方悪いですけど、いいところはまねをしてでも、いいそれぞれの地域でのプランをつくり上げて、また町と共有してそれぞれに合った跡地活用ができればいいかなという思いでございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

7番、山崎です。

先ほどの同僚議員の質問のさらに詳しい部分ですが、まず12ページの移動サポートについて、今委託先も質問したように思うんですが、委託先はどこかということと、それから窓口を一本化するというのは、もちろんこれは利用者にとっては利便が向上してよいと思うんですが、そもそもデマンドタクシーは鳴り物入りでデジ田の事業の中で予約システムというのができて、私の記憶ではこれが年間240万円のシステム利用料を払っているはずなんですが、デジ田でそういうことをして、実際には1%ぐらいしかデジタルのアプリの利用はないということで電話が圧倒的に多いということでこうなると思うんですが、そうするとデジタル利用で投下した経費とか、今後その運用についてはどのようにお考えなのか、二重投資ではないかと思うんですが、そのあたりのお考えを委託先とともにお尋ねをしたいと思います。それが1つです。

それから、14ページの先ほどの吉川地区の貸付金のことなんですが、まず私もこれが最初上程されたときに、この貸付金は何かということが不明で、担当課にお尋ねに行きました。日程調整して、昨日実は所管であります私たちの総務産業常任委員会でいろいろ調査をして説明を求めたんですが、私が一番今日心外に思うのは、実は昨日出た資料は3枚程度なんです。追加で申請書であるとか、受皿の今の吉川地域活性化協議会の規約、そこに代表者も決まっているというのも今日出たんです。それ、昨日実は私たちの委員会でそういう請求があって初めて出て、昨日の資料では町長が代表になるというのは初めて見てびっくりしたんですが、今日の朝出た資料では規約に決められているということです。それから、昨日議論があった吉川地域の状況について、今日の朝追加資料が出ました。

まず第1点目に、昨日、今日出た10ページ以上の資料をなぜ出していただけなかった

のか。これを昨日出していただいていたら、かなり内容的に我々も理解が深まるし、他の校区の閉校になる次の跡地活性化利用について大いにより参考になったと思うんですが、この資料について、なぜ昨日あらかじめ総産委員会にお願いしていたのに出なかったのかということについてお尋ねをまず1点目はしたいと思います。

それに関連してですけども、最初にこの貸付金という疑問を持ったんですが、もしこれ貸付金で貸して事業をやったとかやらないとかなったときに、あとうまくいかなかったら返済は受皿の——昨日初めて吉川地域活性化協議会という名前を知ったんですが——この団体が負債を負うとしたら、それをこの補正を本会議の場でわけも分からずに賛成、反対したんでは議会として、あるいは議員として責任を負えないなということでお聞きしたんですが、貸付返済についての契約、受皿である吉川地域協議会との貸付けに対する契約です。この契約書は今日の中にも出てないんですが、それについてはどのような契約になっているのか、2点目です。

それから、この説明も十分でない私も今日も朝もらって議論をしても、5分や10分間にこんな10ページの資料、読み込むこともできないので、これの貸付金のことが地域の方が頑張られてやることについてはいろんな補助制度使ってやるのはいいことだと思うんですが、判断が十分できないような段階では保留にせざるを得ないなってことで、より今日この本会議の場で回答を求めているんですが、まず貸付金が今回の補正の議案に上がっておりますが、先ほどの答弁では実際に事業をやったときのつなぎ的なお金で、すぐ交付金、実績払いで下りないのでということでしたが、閉校になるのが来年の3月です。半年以上あります。今回の事業内容は、これも昨日初めて聞いたんですが、ソフト事業だけということで、学校の校舎を別に改築したり動かすものではないというのが今回の貸付金にある農山漁村の交付金事業だということを知りましたが、そういうことを勘案しても、別に今回の議会に上げなくても昨日の議論でも国の採択の内示的なものがあるって、採択間近だというようなお答えだったと思います。とすれば、これは貸付金ということではなくて、採択をして、それで吉川地域活性化協議会にこういう事業をやるというふうにすることがなぜできなかったのか。時間的ないとは十分にあると思っているんですが、そのあたりなぜ今回上げたのか。

それに関連して、昨日の答弁の中で副町長がお答えになったんですが、私たちは今閉校になる6校については、それぞれ地域で温度差とかの進捗の差はあると思うんですが、いろいろ取組をされてると思います。その中で、大和地区も別の民間のオファーがこの間あ

って、宙ぶらり的な民間のオフィスの動向待ちというような状況なんですけど、動向がどうなってるかということをお尋ねしたときに、6月のこの議会が終わって町の執行部側でそれぞれ6校区閉校になるところのプロポーザルとか、いわゆる活用の基本方針に基づいて、それぞれからどういう提案が出ているか、テーブルにのせて協議をするということを事務セッションの中でお聞きしました。そして、先ほどのなぜ今回の貸付金という形で上げたかということと関連するんですが、6月20日にいわゆる課内、庁舎内で水平展開というか、こういうことで各地域こうなってるよと、温度差はあつてばらつきはあるけどこうなつて皆さん考えてるよということがあつた中に、吉川地域で進んでいるものを紹介して、先ほど同僚議員も言いましたけども、こういう補助金もある。私は、農村RMOというリージョンマネジメントオーガニゼーションという組織を使うのはどうかなと前から思つてるんですけど、それ以外にも今回のようにいろいろあります。そういうことを6月20日のテーブルにのせて、それぞれ行政が有効なところを取捨選択して、それぞれの校区に合ったようにアナウンスをして、あとの利用をより有効にしていくというふうな形にすればよいのではないかと思うんです。そういう意味で、ここに貸付金で上げるのは二重の意味であまりにも前のめりではないかと。次の議会でも十分これが採択、もしそこまでできるんならね、いいのではないかと。そういう意味で、今日初めてもらったこの資料を、もうちょっと全議員とかあるいは必要な部分を各校区に6月20日以降お示しして、閉校になる学校の跡地利用の活性化により有効に資するために、町行政がそういう目配せをして、取捨選択をして、今までのプロフェッショナルな経験からアドバイスする、そういうふうなことの手順をなぜ踏めなかったのかということをお3点目に思います。

それから最後に、同僚議員の質問に出ましたけど、これ3年間、今日の資料には出てませんが、事前に事務セッションでいただいた資料には、1年目が最高上限850万円、2年目が600万円、3年目が350万円というような上限の交付金の事業のスキームがあつて、この3年後について先の話ではっきり分からない部分もあると思うんですが、これはソフト事業だけだというふうに昨日お聞きしましたけども、ハードのこととか、それはどのようにこれから進んでいくのか、これ単年度で申請するんだと思うんですが、そのあたりの3年後も含めた活性化協議会の取組について、今日の資料に書いてあるかも分かりませんがちょっとそれ読み込めてないのですみません、そういうことを質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お尋ねの移動サポートデスクの運営についてでございます。

今後のサポートデスクの業務については、今のところまだ未定でございます。これから決定をしてまいります。

それから、デジ田と今のデマンドの予約の関係でございますが、これについてはデジ田での取組はなかったものと思われま。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

西崎農林課長補佐。

○農林課長補佐（西崎 肇君）

それでは、質問にお答えをいたします。

吉川小学校跡地の件で資料を昨日なぜ出さなかったかということについてお答えをいたします。

この協議会は、吉川地域の活性化協議会が主体となっておりますので、そこに確認を取る必要があったので、昨日の段階では提示のほうをさせていただきませんでした。

続きまして、貸付契約についてです。町との貸付契約ということだと思います。

それは、まだ事業承認もされていませんので、町とは契約のほうは結んではいませんが、今後借りるに当たっては契約のほうも必要かとは思っております。

それから続きまして、内示の後でも申請のほうがよかったのではないかというふうなことであります。

それは、公募の時期もございまして、承認の時期もございまして。ということで、計画のほうを先に出しておかないと事業年度も押し迫ったことでできませんので、そういうことでさせていただいております。

3年後についてという御質問だったと思います。

これは、ソフト事業で3年で考えて、交付金のほうは3年で終了はいたしますが、ハードにつなげていったときに、こういったことも活用しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

先ほどの発言です。訂正をさせていただきます。

デジ田のからみはないというふうに申し上げましたが、4年度にシステムを、ごめんなさい構築をしております。そのシステムとこれからは電話との併用で事業を行なってまいります。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

3回しか質問できないので大変貴重なんですけど、2回目です。

先ほどの中でまだ私十分納得というか腹落ちできないのが、先ほど質問でも言いましたが、6月20日にいわゆる庁舎内で水平展開というような会議を持つと。それをなぜ待たないで今の交付金内示との関係で今回出たということについて、もう少し納得できる明快な説明をお願いしたいというのが1点です。

それから、貸付金で今回補正には上がっておりますので、契約もないのに貸付けをするというのは私は大変大きな問題があると思うので、これについては補助金、貸付金847万1,000円の分については貸付契約ができるまで貸付はすべきじゃないと、そういう意味でこの貸付金の予算計上の部分を、これは技術的に僕も議会に20年いて分からないんですけど、補正から落とすと全部これはやり替えんといけんのでとてもできないと思うんですけど、この貸付契約についてちゃんと議会にも説明した段階で貸付金を執行するというようなことをしていただかないと、これ契約がないのに貸付けしたというのは行政機関として、今日も初めてもらった資料で先ほど町長が代表になってることについては質問しなくても分かったんですけども、これは事業獲得には地元と行政が協議会の中心になるということが交付要綱にあるので、そういうふうな意味でより行政がきちんとグリップをするためには契約をちゃんとしていただかないと承服できないなと私は思います。

それから、デマンドタクシーのことですが、先ほど訂正されました。これについてもう一度見解をお伺いしたいのは、今日そういうふうなことがあると思わなかった、資料を別

のファイルで持ってきてないんですが、私の記憶ではこれは令和4年度に富士通が開発して年間のシステム使用料を240万円をずっと毎年払ってると思うんですが、利用は1年間で3～4件であるというような数字もいただきましたけど、後のツーウエーでいく、あるいは将来を見越してデジタルで予約システムをつくるということは別に否定はしませんが、システム利用料について私の記憶が間違えなく年間240万円なら、利用実績で使用の金額を落とすべきではないかと、このように思いますけども、そのあたりのことをもう一度答弁を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

西崎農林課長補佐。

○農林課長補佐（西崎 肇君）

まず、吉川地域活性化協議会の今回の貸付金のもう少し詳しい説明をというふうなことでしたので、お答えをさせていただきます。

地域活性化協議会の事業の流れといたしまして、まず計画書をつくって、これは公募をされるということです。公募をされて、その内定の通知がありまして、それから計画書を立て、それから事業承認を得て、交付申請というふうな流れになっておりますので、この公募の時期が限られておりまして、その時期にやらないとこの事業が採択されないのので、そういうことで事業のほうを進めさせていただきました。

それから、貸付けの契約のほうが必要ではないかというふうなことであったかと思いません。

協議会のほうからは、事業計画を出してその都度事業の遂行状況報告などをいただきながら、数回に分けて交付のほうをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

先ほどの移動サポートデスクの件でございます。

おっしゃるとおり、ランニングコストはかかっております。今後併用で行いますが、今後の実績に応じて利用の判断をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

答弁はよろしいか。

西崎農林課長補佐。

○農林課長補佐（西崎 肇君）

すみません。追加の説明をさせていただきます。

今回の補正のほうが通りましたら、町のほうと契約のほうをさせていただきますと出させていただきますと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

補足をさせていただきます。

契約そのものが予算がないものの契約は難しいものがございますので、予算をしっかり取って、それから契約という流れになります。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私の1回目の質問で3年後の経営姿勢の、そういったところまで説明を受けてるかどうかということをお聞きしたんですが、答えがなかったのもう一度そこを質問します。

というのが、この協議会に民間企業も入ってますので、民間企業も例えば出資をしたりすれば、一般社団法人化して、法人としてのこの協議会がまた別の方法で国の補助申請であったりということも可能ではないかなと思うんですね。ですので、まず今この貸付けをして800万円とかというのは3年間で総額って考えたら結構大きい事業になってくると思うんです。その先を見て3年後こうありたいから今これが必要なんだということを説明していただかないと、なかなか今この時点だけを見るというのは違うのかなと思いますので、そのあたり教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

西崎農林課長補佐。

○農林課長補佐（西崎 肇君）

それでは御質問にお答えをいたします。

3年後の経営姿勢ということでございます。

今、ソフト事業をこれから行おうと考えております。その後にはハードのほうの整備事業を進めてまいりたいと思っています。そこのハード事業を活用する中で、この3年間で行われるソフト事業の実証、検証とかというふうなものをハードのほうで行うようになったときに活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

ほかの同僚議員の質問も、すみません制してはすけども、私も3回目なので、今のところでは貸付金、14ページの部分については補正全般では採決、反対、手を挙げるか挙げないかじゃないんですけど、私の今のあれでは先ほどの説明したとおりこの資料も十分読み込んでないし、保留的な今の段階です。その上で再度、最後に3回目にお聞きしますが、これは町長にです。

先ほど質問が十分意が伝わらなかったのか、ここのところは町長が判断されるべきだと思うので町長に質問しますが、昨日副町長は委員会の中で6月20日に庁内の会議をやるというふうにお答えをしました。20日の全体状況をグリップして、その上で今回の農山漁村のことを他に紹介もしながら当該の地区にもやるということなぜ考えなかったのかということが1つです。前のめりだと思うんですけど、貸付金がこうなってることです。

それからもう一つ、町長の答弁では予算がないものは契約できないということでしたけども、じゃあここで予算が通ったら契約を当然する。その契約ができるまで貸付金の執行をしないと。つまり貸付契約できるまでしないと。もちろん貸付契約については、多分法令上は議会の承認はいらないと思いますが、ここまで議論になっているのでそのことも事前に議会にお示しいただいて、それから契約をして貸付金の執行をするならするというふうにすべきではないかと思いますが、その点はいかがかということと、最初の西崎課長補佐の答弁の中で誤解を招いてはいけないので補足して再度質問しますのでお答えいただきたい。

というのは、今日かなりよく分かる資料をいただきました。これについて昨日出なかつ

たのは、団体、活性化協議会との確認が取れなかったということなんですけども、昨日17日に総務産業常任委員会の設定をお願いしたのはもっと前です。当然こういうふうな内容的にもいいものもたくさんあります。参考になるものもあります。そういうことでしたら、所管の総務産業常任委員会で先に執行部というか今の担当課が団体との確認をして昨日これを出すべきではなかったか。規約とか要求をされたから出すのではなくて、その前にちゃんと準備して、我々の調査として昨日お願いしたのでそれを出すべきではなかったかと思うんですが、団体との確認が取れなかったから今日になったんだというのは、私は大変委員会の運営について少し、課長も異動で替わったばかりということもあったかも分かりませんが、必要な資料については委員会に出していただきたいというふうに思いますので、そのあたりのお考えをもう一度お尋ねをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

山崎議員が私にということで、先にこの思いも言いますと、空いてる学校につきましては、あくまでも町の資産でございます。それを活用し、それぞれの地域が、まずは提案をというようなことをお願いしています。そして、何年か前にその協力体制については、その学区ごとの議員さんにもよろしく申し上げますという流れできております。そうした中で、吉川は地域が一体化となって今提案をされてます。それは、各個人が提案されたとか、一企業が持ってこられたというものはまた町の受け止め方が違います。そうした中でいろいろと我々の驚くような提案をされてますし、よくこれだけの資料も作られたなど敬服するところでございます。この800万円、これは担当が言いましたとおり、募集の時期がでございます。これだけ地元の方が本気になってされてることに、町はしっかりとその思いを酌んで、吉川だけじゃないです。どこでも応援しないといけないと思います。吉川であれ、尾原であれ、上竹であれ、それが集まって吉備中央町なんで、しっかりと応援していこうと思ってます。そうした中で、募集期間が決まってる、そしてその申請も決まってるという流れの中で、これはしっかりと今議会において予算化はすべきだという判断で、これは上程させていただきました。もっと言えば、その前に町としての取りまとめをすればよかったんです、全体の。しかしながら、御存じのとおり、大和の案件も今調査をしたして、また流動的です。そして、まだ提案もでていないところがございます。そうし

た中でぎりぎり待って、やはりこの時点で一遍は調整をして皆さんに報告しようというのがこの20日でございます。これが、5月中ぐらいにできとればよかったんですが、なかなか流動的でできませんでした。より吉川のほうが先に進んでるというような状況でございます。そして、3年後のこと等も出ました。これ、本当に全てうまくいって、ソフトもハードもうまくいって、吉川だけの力においてあそこが継続的に活性化できるような利用ができれば言うことはないです。しかし、私はそういう地域全体でやってることはそのときそのときに、やはり町としてどのような対応をすべきかというのはそのときに議会と一緒に話すべきこれは案件だろうと思います。一企業がやってたらもう、いろいろ竹荘中のこともございました。きちきちっと処理していかんといけません、地域全体がやってることについては、継続ができるようにそのときそのときにぜひ皆さんと一緒に協議して、対応を取ろうという思いでございます。

(7番、「議長、答弁漏れ。契約と契約を事前に示せるかどうか。賃貸契約の。」の声)

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

すみません。

これにつきましては、あくまでも契約議決の案件は金額によって決まっております。皆様方にこういうように吉川地域がされてるということは知っていただく必要はございますが、そのことについて契約の議決決定条件とは解釈はしておりません。

(7番、「じゃあなくて、示すかどうかですよ。議決案件じゃないけど事前に示せるかどうか、議会に。契約内容、この契約書の内容を。」の声)

契約書の内容ですか。

(7番、「はい。」の声)

それは、もし委員長さんと相談して、そのような御要望であれば契約書の内容は委員会のほうに提示することは、相手がいることですから相手と確認をしまして、それが可能であれば何ら出していけないような契約書じゃないんで、させていただこうと思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

昨日、委員会がありまして、今回の14ページの農村振興事業の貸付金についての質問をさせていただきたいと思いますが、昨日委員会のほうで説明のほうもいただきまして理解もしておるところでありますけれど、もうしばらく深いうちでの理解をさせていただきたいということで、3点お尋ねをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、今回の貸付金ということで予算措置を提案されておられるわけでありますけれども、これも当座の運転資金に必要という解釈になろうかと思うんですけれども、いろいろと資金の調達については方法があるかと思います。今回は貸付金という予算措置を取られておりますけれども、これ以外にも難しいことではあろうと思いますけれども、地域からの負担を募る、一般、民間、金融機関なりが今そういった取組をされとると聞いたんです。こういった事業に特化して別段物の担保を取るではなく、将来ビジョンに対しての発展性とか必要性とかそういったものの重みも込めまして、金融機関がそういった事業も展開されておるということを聞いたようなところもあるんですけど、そういったところについての検討をなされた上で、さらにこの貸付金という予算措置を講じられたのかどうかという点、1点まずお尋ねしたいと思います。

それから、2点目ですけれども、本来この事業、来年以降になりますけれども、他の地域の方々も吉川のほうで非常にいい例を実施に向けられたということから参考にされたり、また新たな取組というのも出てくるのではないかというような気もしておるわけでありまして、そうしたときに今回の吉川地区の取られた対応と同等のものを今後の要望なり、お願いに來られた各地域の皆さんに対しては、公平に同等に対応されるのかどうか、そういったあたりを2点目にお尋ねします。

それから、3点目としてまして、7つの小学校の廃校に伴い、今後の廃校利用というものが実施に向いたわけでありまして、廃校の事業については行政主導でたしか進められたことであると思います。また、今後の廃校活用についても同様に行政が主導して行う必要もあるんじゃないかというふうに考えるわけなんですけれども、学校跡地活用を進める上で、各地域の公平性なり、町長のリーダーシップという点についてはどのように町長、お考えでしょうか。最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

西崎農林課長補佐。

○農林課長補佐（西崎 肇君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

運転資金のことをございました。民間金融機関の融資等を考えたのでしょうかというふうなお尋ねであったかと思えます。

この事業を行うに当たって過去の事例等を確認しましたら、自然薯組合という町がやった事業の中で貸付金というふうなものがございましたので、そういうふうな形で活用できるのではないかというふうなことを考えまして、そちらのほうで今回計上をさせていただきました。

また、他地区、他地域の要望についての対応でございます。

まずは、地域とかそういったところから御要望とかこういうふうな方向でいきたいんだというふうなことがございましたら、御相談いただければ上部団体、国、県民局、県にこういったことで補助金はないんでしょうかというふうなことで事業の確認をして丁寧にお伝えしたいと考えております。

○議長（難波武志君）

答弁は。

（5番、「議長、よろしいでしょうか。」の声）

町長、公平性、透明性の部分で。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この事業等に使われる、これ以外のことでもよろしいです。地域がいろいろと知恵を絞ってある種の補助事業を持ってきたと、それに対する町、これ当然公平といいますか、応援をさせていただきます。それで地域がまとまってやることに対して町は同じような思いでやるのが当然だろうと。ただ、それぞれの目的によって、これは町全体としてどっかあれですよというときには、当然意見も言わせていただきます。しかしながら、それぞれの地域がそれぞれの地域のために思っやってることについて町に言ってこられましたら協力するのは当然だろうと思えます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

3番、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

同僚の皆さんから質問が出てる貸付金のことで1点だけ教えてください。

契約の内容は現在未定であるということで、代理の課長のほうから先ほど答弁をいただいたんですが、先ほど貸付けの制度も以前自然薯の会のほうでそういう制度があったんで流用をとということでお考えだというふうに簡単な答弁をいただきました。町の貸付制度というのは奨学金もあり、それから生活支援もあり、住宅取得等もあります。当然その申請書の中には、利息であるとか連帯保証人の記載だとかというものがあります。この貸付けをすること自体も制度がきちっと整理されてあれば問題はないことだと私は考えるんですが、現状先ほど言われた、じゃあどの制度を、地域がこういう新たな取組をした場合に貸付けをする制度というのは、現状のものを拡張していくのか、既にそういうものがあれば教えていただきたいですし、新たにこれから契約内容をつくって制度というものを設けるのか、その辺のお考えを教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

西崎農林課長補佐。

○農林課長補佐（西崎 肇君）

それでは、質問にお答えをいたします。

制度があれば拡張をとということだったかと思えます。

申し訳ないですけども、こういうふうな制度を私自身は理解のほうをしていませんので、申し訳ないです。

○議長（難波武志君）

3番、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

すみません、分かりにくかったなら申し訳なかったです。

町内にも貸付けの制度はほかにあるじゃないですか、いろんな課に。現状、こういった地域の取組であるとか、活動に対して、民間の一事業者が国へ補助金を申請した場合にはその交付時期がずれて、民間の金融機関からお金を借りなければいけないという自体があるんですね。それが、たまたま地域の取組に今変わってるだけだと思って、すぐに走るのにお金がないから、じゃあそれを町のほうで貸付けしますよと、そういう審議も稟議もきちんと通って事業計画も出てるんだから、返済の担保もあるんだよという状態で貸付け

をするというふうに私は捉えているんですが、じゃあその貸付け自体をする、例えば奨学金の制度であるとか、そういうものがないのであれば、これから契約するに当たってそういう制度を新たに設けていくということなのかどうかということです。もしくは、既存である制度を拡張して貸付けができるようにするのか、ないのであれば新たに制度を設けるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

西崎農林課長補佐。

○農林課長補佐（西崎 肇君）

それでは、議員の御質問にお答えをいたします。

こういった資金制度の研究をさせていただきまして、制度化したいと考えております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

3番、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

答弁は結構です。確認だけです。ということであれば、そういう制度をもしこれから検討して、制定していただける、上程していただいて我々がそれを承認したのであれば、ほかの地域に対してもこういう貸付けのことが町はできるということになるわけですね。なので、誰かが国の補助金を申請したときに、交付時期がずれた同じようなケースが出た場合にきちっと執行部のほうで審議をしていただいて、確認をしていただいた上でその間の部分は利息も当然つきますが、猶予しますよという制度がこれからひょっとしたらできるかもしれないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

お答えをいたします。

拡大解釈されたいけんのですけれども、今回の場合には必要がないというのが前提です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

さっきからいろいろなやり取りを聞いておりますけれども、一般質問でないのでどうかとは思いますが、執行部側は補正を提案するにおいて、どうしてこういうふうなことのやり取りを最終日にやらねばならないような状況の中で提案をされるのか、それまでにきちっと議会としては常任委員会も2つもありますし、そのときにきちっと常任委員会でしっかり審議検討もし、予算を執行される側においてはこういう予算であるというふうなことの説明を議会に対してしっかりする責任をもう少し持ってくださいらないと、今の状況の今回のあれは最終的には議会は賛成にこれ含めて手を挙げるだろうというふうな、どうも議会に対して説明不足というか、審議不足といいますか、今までのやり取りが全くない中で突如、私、吉川でありますけれども、貸付金というこういう文字はありません、今までの予算書の中に。補正予算では。ということは、いろんな議論がありましたけれども、我々吉川地域の住民にしてみれば、これ借金になるわけですよ、一般的には。八百何万。そして、3年間でソフト事業でありますから、何をやったかやらないかという部分が不明確な中での金額、公金の補助金の申請になりますよ。ハード事業なら形があるから、予算なり、何なり誰が見てもきちり数字が出てくるけど、ソフト事業になると、今のイノベーションと一緒に。何をやったか訳の分からない中での交付金になりますよ。だから、しっかり町長、予算をここへ提案するまでには委員会等で議会としっかりやり取りをした上で予算書に上げてください。一般質問じゃないから。ですけど、結果的にはこの部分がある以上、今回の予算書の賛成の手は挙げられません。反対というより、このやり方、方法に非常に不満を持っております。民主制議会政治の下というのは、執行部は予算を提案する、我々議会の側はそれに対して議決をするという制度をやっておる中で執行部側だけの言い訳を絵に描いた餅を言われても、我々は手を挙げた以上責任があります。交付金の使い方、在り方、最終的な部分の決着を議会は最後まで見届けなければならない責任があるんですよ。そういうことからして、補正予算書の提案の仕方、議会の審議不足、そのことにおいては一言申し上げておきます。

○議長（難波武志君）

答弁は要りますか。

（4番、「要りません。」の声）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

3回目の質問をいたします。

私、2つあります。

まず1つ目が、先ほど農林課長補佐が制度化していきたいという発言があったんです。制度化していきたいというか制度化する、将来的にしていくなだと受け止められると思うんです。そう思うと、非常に重い発言ではないかと思しますので、もう一度確認をいたします。こういう事案に対して、対応していく制度化をしていきたいとさっき述べたんで、制度化するのか、これは町長、もしくは副町長に答えていただけたらと思います。

2つ目が、先ほどの貸付けの契約に関してなんですけれど、こちらの契約書をもし交わすとなると、貸してる側と借りてる側、どちらも町長の名前が出てくるという状況になると思うんですね。私、ふだんから利益相反という捉え方をしていまして、仮にこれ本当地域活性化協議会が地域の方々が一致団結してされているのであれば、会長に町長が就任する必要がないのではないかと考えられますし、役員の中にも議員の方が入っていると、今後公、町としてもしていく上で、利益相反、行政の透明性、公平性の観点から不公平感と見られるという可能性があると思しますので、そのあたりの利益相反に対する考え方はどのようなものなのか、以上2点質問いたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

制度化につきましては、例えば農林業振興交付金事業というような制度化ができます。ただ、貸付金そのものが項目であって、払えるような項目なんで、その制度化というのはどうかなというような思いを持っています。

それからもう一つ、利益相反、私は利益相反とは思ってませんし、それから単純に地域の方がまとまって町も入っていただかないと交付金事業は成り立ちませんよとした中で入っただけなんです。この辺について、別段、地域の方がされるんで町がチェックしようとか、その事業ですよ、物すごく口を挟もうとかという思いはございませんので、その辺は吉川地域、母体である地域づくり協議会ですか、そこと話してみようと思います。制度

上、楽であれば全然吉川地域の組織のトップで私がおる必要はございませんので、それは話してみようと思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

この補正に対するの討論ですよ。今の議長の。

今日、るる同僚議員もいっぱい述べましたけども、残念ながらこの貸付制度と利益相反に当たるかどうかというのは法的に微妙な問題もあると思うんですが、形として町長が貸し付けて、町長が受けるというのはちょっといかなものかなと思うんです。実は、この補正予算に対して、議員としては手を挙げるか挙げないかしか、二者択一しかないんです。私としては、気持ちはこの事業も先ほども質問で申し上げましたように、今日いただいた資料でかなりよく分かりました。地域の方も大変よくこれだけのことをするとは相当動いて準備もされてるなということは大変私は感心しました。ただ、先ほどの貸付金のことや従来、私も議運の委員長もしておりますが、議運の中で概括的な上程議案、議会の始まる前の日程調整等との中で、今回の上がる議案の新規のものであるとか、特徴的なものであるとかは大体説明があります。先ほど同僚議員も質問とか意見とか発言がありました。今回の議運の中でも貸付金について今日これだけ議論があったような、ある面内容的にはすばらしいものではございますので、この制度について十分説明があつてしかるべきだし、そうであれば昨日総務産業常任委員会ではなくて、早くに総務産業常任委員会が所管でありますので開いてこの資料をいただいて検討できる。先ほどもるる長くなるので申し上げますが……。

○議長（難波武志君）

山崎議員、簡潔にお願いします。

○7番（山崎 誠君）

はい。いろんなことがあるので、私ははっきりと保留的、生煮えであるというような貸付金のことについて思いますので、保留ということはありませんで反対ということで討論にさせていただきました。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

今、議案交わされておりますこの問題につきましては、それぞれ皆さん方が質疑でされたように賛否両論あると思います。しかしながら、この事業そのものは決して悪いとは思いません。説明の不十分なところというのは、私たちもよく分かります。それについては、きちっとした説明をし、そして情報の提供をし、共有をしながらの中で議会のほうへ提案していただきたいという思いがございます。しかしながら、事業そのものの内容についていろいろな話が出ましたが、補助事業というか、こういう活性化事業というのは過去にも例はあったと思います。新山地区の問題につきましても貸付けによって事業を行われていい方向に進んでるといふ例もあるというように私は認識しておりますことと、今回の補正全体に係る問題でございますので、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し反対者の発言を許します。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

反対の立場から言わせていただきます。

先ほど町長が組織、協議会の中で話し合ったら会長に必要はないかもしれない、ないということも述べられておりました。この行政手続というのは透明性と公平性の観点から見られるべきであって、そのように考えたときに、今は役員の中に議員並びに町長がいらっしゃるといふのは、透明性、公平性の観点から私は問題があるのではないかと考えますので、今この6月議会においては反対という立場を取らせていただきます。

以上です。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それでは、私のほうはこの案につきまして、賛成の立場から一言意見を言わせていただきたいと思います。

私自身はこういった地域の皆さん方が綿密な計画を持たれて、一生懸命動かされ、そして地域の組織をつくられて今回の計画を持ち上げてこられた。本当に素晴らしいことだと思っています。今後、我々吉備中央町、非常に少子・高齢化が進んでいく中で、このように地域の皆さん方の力、これを活用するという事は私は必要だと思っています。そのことを出ばなをくじくようになることは私は残念に思います。

こと今回、それぞれの中で問題になっている今回は先送りでもいいんじゃないかというお話がありますが、これは今回でないと農政局のほうの判断に間に合わないから、時期がここになったからこの時期に上がってきたというふうに私は理解しておりますので、これを逃すと農政局のほうからのオーケーが出なくなる可能性、間に合わなくなる可能性が出てくるから、こと今回ここで計上したものと私は理解しております。

そういったことも含みおきながら、地域の皆さん方の熱い思い、これを前に進めるためには、私はこの案については賛成ということです。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに討論はありませんか。

（4番、「反対討論です。」の声）

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

賛成討論者もいろんなことを言われておりますけれども、今回の補正予算案のこの部分においては、とにかく審議不足と。いわゆる早くからしっかりと担当課なり、執行部側と議会側の審議をしっかりとした上での議会の最終日でありたいという意味で、私は反対を述べさせていただきます。

○議長（難波武志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、議案第42号、令和6年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第43号、令和6年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第43号、令和6年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第44号、令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第44号、令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第45号、令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第45号、令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま日名義人君外5名から発議第3号、介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める意見書について、発議第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書についてが提出されました。また、各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

この際、これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号、介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める意見書について、発議第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書について及び閉会中の特定事件の調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第1、発議第3号介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

○議会事務局長（早川順治君）〔発議第3号朗読〕

○議長（難波武志君）

ただいま発議について朗読しましたが、提出者から補足説明がありましたらお願いします。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

本案に対し、御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

発議第3号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、発議第3号、介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第2、発議第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

○議会事務局長（早川順治君）〔発議第4号朗読〕

○議長（難波武志君）

ただいま発議について朗読しましたが、提出者から補足説明がありましたらお願いします。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

本案に対し、御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

発議第4号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、発議第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第3、閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております閉会中の特定事件の調査について申出があります。

お諮りします。

本件については、各委員長申出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議された事件の審査は全て終了しました。

この際、町長の御挨拶があります。

○町長（山本雅則君）

第3回の定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

16日間という長きにわたりまして慎重審議を賜り、大変ありがとうございました。また、多くの議案につきまして承認可決を賜ったことは大変うれしく思うところでございます。

昨晩から激しい雨が吉備中央町でも降りました。四国、また九州南部では線状降水帯というような言葉で、あの言葉を聞けば聞くほど怖くなります。吉備中央町も平成30年にはあのような災害がございました。ぜひ、そのことを忘れることなく、いつも危機感を持って対応をしなければならないと思っております。

そうした中で、なかなか明るい話題をずっと探しておりますが、今朝の新聞では少し気持ち晴れ晴れとしました。決して大谷選手が18号、19号を打った、それではありません。加賀中学校、唯一の学校です。なんと、野球が地区予選で優勝です。本当にあれを見たら子どもたち頑張ってるなど、大人も明るい町のために頑張らんといけんなどという思うとともに、すごい明るい気持ちにさせていただきました。ぜひ、皆さん見られてなかったら新聞等々を見ていただいて、また子どもたちをそのようによくやったなど声をかけていただければありがたいと思います。

まだまだ気候が定まっておりません。なかなか過ごしにくい日々があります。十二分に皆様方健康にはくれぐれも注意をされて、それぞれの地域でまちづくりの推進に当たっていただきたいと思っております。大変長い間、議会ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで令和6年第3回吉備中央町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前11時19分 閉会